

公募型実証研究に関する規程

制 定 平成 29 年 3 月 8 日

一部改定 令和 4 年 2 月 18 日

(目的)

第 1 条 この規程は、企業による水道に係る技術、素材等の実証研究（以下、「実証研究」という。）について、公益財団法人水道技術研究センター（以下、「センター」という。）が当該研究を支援するための必要な事項を定め、もって適切な実証研究の支援を実施することにより、水道技術の向上及びその普及を促進し、水道事業者が抱える課題解決に資することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この規程において研究支援とは、企業が取り組む水道に係る技術、素材等の開発に係る研究開発に関し、当該企業が円滑かつ適切に実証研究を実施できるようセンターが支援することをいう。

2 この規程において実証フィールドとは、実証研究を実施する場所をいう。

3 この規程において対象技術とは、実証研究の対象とする技術、素材等をいう。

(研究支援の対象)

第 3 条 研究支援の対象は、第 5 条の規定により付した条件を満たし、センターが支援することで、水道技術の向上に寄与し、かつ、水道事業において適用可能性があり、第 1 条の目的を達成する見込みがあるものとして、公益財団法人水道技術研究センター理事長（以下、「理事長」という。）が認めた実証研究とする。

(実証研究支援委員会)

第 4 条 理事長は、研究支援を適切に行うため、実証研究支援委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

2 委員会には、対象技術の専門性に応じて、専門部会を置くことができる。

3 委員会及び専門部会の委員は、学識経験者及び水道事業者職員から理事長が委嘱する。

4 対象技術の専門性に応じて、対象技術に関する専門家を委員会の臨時委員とすることができる。

5 委員会の所掌事務は、次の各号とする。

一 受付審査に係る審議

二 実証研究に係る指導及び助言

三 実証研究の成果の確認

四 その他実証研究に関し理事長が必要と認める事項

6 委員会は、前項各号に掲げる事項に係る審議等の結果を速やかに理事長に報告する。

(実証研究の公募)

第 5 条 実証研究は、理事長が必要な条件を付して公募するものとする。

(実証研究の期間及び延長)

第5条の2 実証研究の期間は、内容により2年間又は1年間とする。

- 2 理事長が実証研究期間の延長が必要と判断した場合は、研究内容に応じ延長できるものとする。

(研究支援の依頼)

第6条 研究支援を受けようとする者（以下、「依頼者」という。）は、実証研究支援依頼書（様式1）に実証研究概要説明書（様式2）その他研究支援に必要な事項を記載した図書を添付し、理事長に依頼するものとする。

(受付審査及び受付審査基準)

第7条 研究支援の依頼があった実証研究に係る初回の委員会において、受付審査基準に照らして、依頼があった実証研究に関し支援の対象としての適否を審査する。

- 2 受付審査基準は、次の各号とする。

- 一 対象技術であること
- 二 技術内容が定量的かつ明確に確認できるものであること
- 三 実証研究に係る特許等の権利侵害等、違法性のないものであること
- 四 実証研究を遂行する能力があること
- 五 研究の成果を得るための期間及び手順が妥当であること
- 六 その他、理事長が必要と判断する事項

- 3 依頼者は、第1項に係る費用として、別に定める受付審査料を納めるものとする。

- 4 研究支援の対象が受付審査基準に不適合になったときは、理事長は研究支援を行わないものとし、この旨を依頼者に書面により通知する。

(実証フィールド)

第8条 依頼者は、実証フィールドの候補を確保し、理事長は、当該実証フィールドを所管する水道事業者とその提供に関し必要な調整を行う。

- 2 理事長は、必要に応じて水道事業者に実証フィールドの提供を依頼するものとする。

- 3 理事長は、前項の依頼による方法により難しいときは、実証フィールドを公募することができる。

- 4 理事長は、実証フィールドを確保することが困難であると認めるときは、研究支援を終了するものとし、この旨を依頼者に書面により通知する。

(委託契約)

第9条 理事長は、実証フィールドの確定後、依頼者と実証研究支援業務委託契約書（様式3）により契約を締結する。

- 2 前項の契約を締結した依頼者（以下、「契約締結者」という。）は、研究支援に係る費用として、別に定める研究支援料を納めるものとする。

(実証研究の実施)

第10条 契約締結者は、自らの責任において実証研究を実施する。

- 2 実証研究に要する費用は、契約締結者が全て負担するものとする。
- 3 契約締結者は、実証フィールドを使用するに当たり、実証フィールドを提供する水道事業者の求めに応じた手続を行わなければならない。
- 4 実証研究に関し、実証フィールドを提供する水道事業者又は第三者に損害を与えたときは、契約締結者がその責を負う。

(指導及び助言)

第 11 条 委員会は、原則として実証研究支援依頼書の添付図書その他必要な資料に基づき指導及び助言を行う。

(知的財産権等)

第 12 条 研究支援の過程において、指導、助言その他の支援に関連して生じた知的財産権等（出願権を含む。）の取扱いについては、理事長と契約締結者が協議してこれを定めるものとする。

(実証研究の報告)

第 13 条 契約締結者は、次の各号に該当するときは、実証研究の報告書その他必要な資料を理事長に提出するものとする。

- 一 実証研究の計画に基づき、委員会があらかじめ報告が必要であると定めた段階まで進捗したとき
- 二 実証研究が終了したとき
- 三 委員会が次条第 2 項の規定により報告を求めたとき
- 四 その他、理事長が必要であると認めるとき

(成果等の確認)

第 14 条 委員会は、原則として実証研究支援依頼書の添付図書並びに前条の報告書及びその他必要な資料に基づき、実証研究の実施状況又は成果を確認する。

- 2 委員会は、実証研究の実施状況又は成果に関し不明な点等があるときは、契約締結者の説明及び説明資料の提出を求めることができる。
- 3 委員会は、必要に応じ契約締結者の立会いのもと実地調査を行うことができる。
- 4 委員会は、対象技術の性能確認等のために、契約締結者に実験の実施等を求めることができる。
- 5 第 2 項から前項までの規定に要する経費は、契約締結者の負担とする。
- 6 第 3 項の実地調査に要する経費のうち委員に係る旅費等は、センターが契約締結者に請求する。

(成果確認書)

第 15 条 理事長は、委員会が実証研究の成果について確認した結果に基づき、契約締結者に対し実証研究成果確認書（様式 4）を交付する。

- 2 契約締結者は、別に定める成果確認書発行料を納めるものとする。

(登録及び公告)

第 16 条 理事長は、前条により実証研究成果確認書を交付するときは、実証研究成果確認登録簿（以

下、「登録簿」という。)に登録する。

- 2 理事長は、前項の規定による登録後、実証研究の概要をセンターが発行する「水道技術ジャーナル」及びセンターのホームページに公告する。

(契約の解除)

第 17 条 契約締結者が実証研究に関し不正を行っているとして理事長が認めたときは、その旨を実証フィールドを提供する水道事業者に通知するとともに、第 9 条の契約を解除するものとする。

- 2 理事長は、前項の通知及び契約解除を行おうとするときは、委員会の意見を聴くものとする。
- 3 理事長は、契約締結者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年 3 月東京都条例第 54 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団関係者であることが判明したときは、前 2 項の規定にかかわらず、催告することなく契約解除を行うことができる。この場合において、理事長は、この旨を委員会に報告する。
- 4 第 1 項の契約解除を行おうとするときは、契約締結者に対し、期間を定めて必要な資料の提出及び弁明の機会を与えなければならない。
- 5 第 1 項の規定により契約解除された者は、当該契約を解除してから 3 年間は、第 6 条の依頼を行うことができない。

(確認の取消し等)

第 18 条 理事長は、実証研究の成果について確認を受けた者（以下、「成果確認取得者」という。）が提出した図書等に虚偽の記述を行う等の不正な手段により成果の確認を受けたことが判明したときは、その確認を取り消すものとする。

- 2 理事長は、前項の取り消しを行おうとするときは、委員会に意見を聴くものとする。
- 3 第 1 項の取り消しを行おうとするときは、成果確認取得者に対し、期間を定めて必要な資料の提出及び弁明の機会を与えなければならない。
- 4 第 1 項の取り消しが行われたときは、成果確認取得者は、直ちに理事長に実証研究成果確認書を返納しなければならない。
- 5 第 1 項の取り消しが行われたときは、理事長は、登録簿から当該登録を削除し、その旨を「水道技術ジャーナル」及びセンターのホームページに公告する。
- 6 第 1 項の取り消しを受けた成果確認取得者は、取り消しを受けてから 3 年間は、第 6 条の依頼を行うことができない。

(提出図書等)

第 19 条 実証研究支援依頼書（様式 1）、実証研究概要説明書（様式 2）、報告書その他提出する図書等は、日本語を使用しなければならない。

- 2 実証研究支援依頼書（様式 1）、実証研究概要説明書（様式 2）、報告書その他提出された図書等は、返還しない。
- 3 前項の図書等は、研究支援以外の用途に使用しない。

(秘密の保持)

第 20 条 依頼者が特定される情報は公表しない。ただし、契約締結者及び成果確認取得者の当該情報

は、この限りでない。

2 実証研究の支援において知り得た秘密は、第三者に漏洩してはならない。

(実証研究の成果に係る技術評価等の特例)

第 21 条 実証研究の成果に基づき、成果確認取得者が水道施設等の技術評価等に関する規程第 6 条の規定に基づき技術評価を受けようとするときは、同規程第 10 条及び第 15 条の規定は適用しない。この場合において、同規程様式 4 及び様式 5 は、適宜修正の上、使用することができる。

2 実証研究の成果に基づき、成果確認取得者が浄水施設等の技術評価に関する規程第 6 条の規定に基づき技術評価を受けようとするときは、同規程第 10 条の規定は適用しない。この場合において、同規程様式 2 は、適宜修正の上、使用することができる。

3 実証研究の成果に基づき、成果確認取得者が浄水用設備等の技術認定に関する規程第 5 条に基づき技術認定を受けようとするときは、同規程第 9 条の規定は適用しない。この場合において、同規程様式 2 は、適宜修正の上、使用することができる。

4 実証研究の成果に基づき、成果確認取得者が紫外線照射装置 JWRC 基準適合認定に関する規程第 3 条の規定に基づき適合認定を受けようとするときは、同規程第 5 条の規定は適用しない。この場合において、同規程様式 2 は、適宜修正の上、使用することができる。

附 則

この規程は、平成 29 年 3 月 8 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 5 月 26 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 2 月 18 日から施行する。